<table>
<tr><td colspan="4">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の
種　　類</td><td>内容による分類</td><td colspan="2">装　備　品　等　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="2">個　　別　　仕　　様　　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品　名
又は
件　名</td><td rowspan="6">消しゴムブロック（T-4 ブルーインパルス）</td><td colspan="2">市ヶ谷基ＬＰＳ－</td></tr>
<tr><td>承　認</td><td>令和　８年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>令和　８年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改　正</td><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作成部
隊等名</td><td>航空幕僚監部
総務部総務課広報室</td></tr>
</table>

1　一般事項

この仕様書は，航空幕僚監部総務部総務課広報室（以下「官側」という。）の広報活動で使用する消しゴムブロック（ T-4 ブルーインパルス）の調達について規定する。製品の仕様は，**箇条３**に規定する事項を除き，製造者の規定する仕様，社内規格及び商慣習による。

2　製品に関する要求

製品に関する要求は，調達要領指定書による。

3　特別な要求

特別な要求は，調達要領指定書による。

4　品質確認

4.1　監督・検査

監督及び検査は，関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

5　出荷条件

出荷条件は，調達要領指定書による。

6　その他の指示

6.1　承認用見本

契約の相手方は，製作の着手に先立ち，承認用見本品を官側に提出し，外観，形状，色調等について承認を受けるものとし，承認を得られない場合は，官側の指示のもと再校正を実施する。なお，再校正は３回までとする。契約の相手方は，官側の承認を得た製品１個（納入数量には含めない）を制作開始３ヶ月前までに官側に提出し，確認を受けるものとする。

6.2　制作

製品に使用するデザインの制作は，次による。

a)　契約の相手方は，官側から提供する外箱デザイン案を基準とし，官側の意向を踏まえてデザインを調整すること。

b)　制作内容においては，二次利用及び無断複製（官側へ提出した実例のあるもの又はその実例及び市場に在るものから無断で引用したものを含む。）によるものは不可とする。

c)　契約の相手方は，制作に掛かる諸経費について，契約金額内に明確に示すものとする。

d) 契約の相手方は，製品納入時において，官側の指定する媒体で制作データを返納するものとする。

6.3　著作権及びその他の権利

この仕様書において，著作権法（昭和４５年法律第４８号）を引用するものとし，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，契約締結時における最新版とする。ただし，契約締結後に当該文書に改正があった場合には，その適用について別途協議するものとする。なお，本契約におけるすべての納入物（官側へ提出したデザイン案のすべてを含む。）の著作権及びその他の権利は官側に帰属するほか，細部は次による。

a) 契約の相手方は，納入物が著作権法第２条第１項第１号に規定する著作物に該当する場合には，当該著作物に係る著作権法第２章及び第３章に規定する著作者の権利（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）その他の知的財産権（契約の相手方以外の第三者に帰属している著作権その他の知的財産権を除く。以下「著作権等」という。）を当該納入物の引渡時に官側へ無償で譲渡するものとする。

b) 契約の相手方は，官側が求める場合には，譲渡証の作成又は譲渡を証する書面等の作成に協力しなければならない。なお，官側は納入物を二次利用（他社に依頼して同様の製品を作成する。）する場合がある。

c) 契約の相手方は，納入物のうち 6.3.a)の規定の対象外で，著作権等が第三者に帰属している著作物については，官側が納入物を利用するために必要な許諾を，当該第三者に得るものとする。

d) 契約の相手方は,6.3.a)の規定により官側に著作権等を譲渡した納入物に関する著作者人格権（著作権法第１８条から第２０条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないことに同意する。

e) 契約の相手方は，納入物の著作者が契約の相手方以外の第三者であるときは，当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

f) 契約の相手方は，納入物の複製，再配布，二次利用及び他への転用をしないものとする。

6.4　その他必要な事項

その他必要な事項は，次による。

a) 契約の相手方は，契約締結後，速やかに納入までの計画を提示し，官側の承認を得るものとする。なお，契約の相手方都合による計画変更は原則認めないが，官側の承認を得た場合はこの限りではない。

b) この仕様書の規定において，適正な履行状況を確認するため，必ず対面により協議を行うものとする。細部は調達要領指定書による。

c) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は，速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	**令和８年　月　日**
	作成部課	**航空幕僚監部総務部総務課広報室**
	作成年月日	**令和８年　月　日**
品名		**消しゴムブロック（T-4 ブルーインパルス）**
仕様書番号		**市ヶ谷基ＬＰＳー**

指定事項：

2　製品に関する要求

2.1　製品の要求仕様

製品の要求仕様は，次によるほか，細部は商習慣による。

a) 品名：消しゴムブロック（ T-4 ブルーインパルス）
b) 形状：組立式消しゴムブロック
c) 完成形状：T-4 ブルーインパルスの立体モデル
d) 完成時寸法：約 W110 ㎜×D105 ㎜×H75 ㎜（スタッド数１列×１列の寸法：約Ｗ１３㎜×Ｄ７㎜×Ｈ４㎜　台形：約Ｗ７㎜×Ｄ１０㎜×Ｈ６㎜　先端：約１２㎜×Ｄ１２㎜×Ｈ８㎜）
e) ブロック数：80 ピース（スタッド数：２列×４列（１５個）２列×３列（１９個）２列×１列（１４個）１列×１列（８個）２列×２列（７個）１列×４列（６個）１列×３列（４個）台形（６個）先端（１個）
f) 材質：SBS（スチレン・ブタジエン・スチレン系熱可塑性エラストマー）又は同等以上の消しゴム材質
g) 色彩：ブルーインパルス実機の配色及び形状をイメージしたもの。
h) 対象年齢：5 歳以上
i) 付属品：組立説明書 1 部
j) 状態：新品未使用品とし，欠損，変形，汚損その他使用上支障となる不具合がないこと。
k) 安全性：関連法令及び製品に適用される安全基準に適合し，通常使用に耐える強度を有すること。

3　特別な要求

3.1　外箱及びデザイン

外箱及びデザインは，付図の外箱デザイン案を基準とし，次による。

a) 外箱寸法：95 ㎜×35 ㎜×120 ㎜を基準とする。
b) 基調色：青色を基調とし，ブルーインパルス及び航空宇宙自衛隊を想起させる配色とする。
c) 正面：商品名「消しゴムブロック ブルーインパルス」，完成品イメージ，遊び方及び80ピースの表示を配置する。
d) 側面：組立例，80ピースの表示，完成時寸法及び消しゴムブロックである旨を配置する。
e) 背面：ブルーインパルス及び航空宇宙自衛隊の紹介文，官側が指定するロゴ並びに注意表示を配置する。
f) 必要表示：上面又は背面には，対象年齢，原産国，警告表示その他法令上又は販売上必要な表示を配置する。
g) デザインの承認：外箱に使用する文章，ロゴ，写真，イラスト及び各種表示の最終内容並びに配置は，官側の承認を得ること。

h) ロゴ等の使用：官側が指定するロゴ等以外は，官側の承認なく使用しないこと。官側が指定するロゴ等以外は，官側の承認なく使用しないこと。

3.2　製品及び外箱の校正

a) 契約の相手方は，量産前に，製品の完成イメージ又は試作品及び外箱の色校正を官側に提出すること。

b) 契約の相手方は，製品及び外箱について官側の承認を得た後に量産を開始すること。

5　出荷条件

5.1　包装及び梱包

包装及び梱包は，次によるほか，細部は商慣習による。

a) 包装：消しゴムブロック（８０ピース）及び組立説明書1部を化粧箱に収納し，個別包装すること。

b) 梱包：発送及び運搬に耐え得る強度の段ボールを使用し，輸送中の箱潰れ，水濡れ及び破損を防止する措置を講じること。

c) 梱包数量：１梱包当たりの数量は，官側の意向を反映すること。

d) 端数の取扱い：端数がある場合は，隙間を生じないよう緩衝材等を用い，発送及び運搬に適した荷姿とすること。

付図

※　消しゴムブロック（T-4 ブルーインパルス）　デザインの方向性

航空宇宙自衛隊のロゴと装備品のイラストなどを組み合わせ，航空宇宙自衛隊の活動をイメージさせるデザインにすること。

※　消しゴムブロック（T-4 ブルーインパルス）　デザインの一例



95x35x120mm